平成２４年（フ）第２９号
福井市花堂南２丁目13番26号、旧住所福井市脇三ケ町第27号１番地２
債務者　前田　昌之
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
福井市花堂南２丁目13番26号、旧住所福井市脇三ケ町第27号１番地２
債務者　前田　富子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　晋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６号
福井県敦賀市新松島町１番29―３号
債務者　吉川　雄策
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　啓輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第８号
福井県三方郡美浜町郷市第20号17番地
債務者　八木　壽嗣
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１０号
福井県三方郡美浜町太田第47号３番地
債務者　山口　光明
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２１２６号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟1312号、住民票上の住所名古屋市緑区鳴海町字下汐田162番地　小山鋼材株式会社社宅３Ｆ号棟佐野方
債務者　白澤さつき（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　一博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
富山県滑川市下小泉町190番地
債務者　浜っ子こと　野末　忠省
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野　由雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５７６号
新潟県五泉市川瀬1209番地３、前住所新潟市中央区弁天橋通３丁目15番１号　メゾンドローズ304号
債務者　石川　伸介（旧姓渡辺・伊藤）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１号
新潟市西蒲区槇島554番地６、住民票上の住所新潟市西区青山２丁目15番12号　グレース青山209号
債務者　八幡　清和
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
新潟市北区美里１丁目７番地１　コーポ八城５号室
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４６号
静岡県三島市安久659番地の６　セゾン５―201
債務者　山口　廣美
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
静岡県三島市本町10番４号
債務者　田村　志穂（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
静岡県駿東郡長泉町上土狩359番地の４
債務者　小林　典子
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
名古屋市南区城下町３丁目40番地　プレスイン城下１―Ｂ号
債務者　山縣　節美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５９号
名古屋市北区若鶴町292番地　パークサイド若鶴Ｂ棟３号
債務者　島津信二郎
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７２６８号
大阪市西成区玉出東２丁目３番33号　ケーズコート201号、前住所大阪市西成区山王１丁目７番11号
債務者　永石　徳一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部